

## 福生市弓道連盟慶弔費に関する内規

- 第1条 本規約第19条における慶弔費は、本連盟会員を対象とし、以下のよう  
に定める。
- 第2条 慶事に関する祝い金は次のとおりとする。  
2 結婚は一件につき、祝い金10,000円とする。  
3 叙勲は祝い金10,000円とする。
- 第3条 弔事についての弔意金は10,000円とする。
- 第4条 傷病などによる長期入院についての見舞い金は10,000円とする。
- 第5条 会長が必要と認めたとき、前条までにかかわらず慶弔の意を表すこと  
ができる。

### 附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。